

要 覧

令和元年度

埼玉県立近代美術館

目 次

1	設置の趣旨	2
2	沿 革	2
3	美術館改革のためのニュービジョン(抜粋)	5
4	埼玉県立近代美術館の目指すもの (ミッションステートメント及び戦略目標)	7
5	組 織	9
6	令和元年度主要事業概要	1 1
7	令和元年度予算の概要	1 5
8	施設の概要	1 5
9	主な収蔵作品	1 9
10	年度別美術作品取得費	2 1
11	平成30年度事業実施状況	2 1
12	職員名簿	3 0
13	関係例規	3 1
14	利用案内	4 1

1 設置の趣旨

埼玉県立近代美術館は、心のうるおいを求める県民の要望にこたえ、昭和57年11月3日、県立北浦和公園内に開館しました。

当館は、すぐれた美術作品を収集、展示するミュージアムの基本的機能のほかに、創作活動や作品発表もできる総合美術館としての性格をもっています。

埼玉を核としながらも視野を世界へ広げ、内外のすぐれた美術作品を収集、展示する常設展や独自のテーマによる密度の高い企画展を開催する展示事業をはじめ、美術への理解と関心を高め、創造のよろこびを体験する各種の普及事業なども行います。さらに美術関係図書や資料を公開し、地域の美術情報センターとしての役割も果たします。県民のだれもが気軽に訪れ、つねに美との新しい出会いがある、楽しく親しまれる美術館となるよう、その運営の充実につとめてまいります。

2 沿革

昭和51年11月 政策会議で県立美術館の建設を決定
 昭和52年10月 埼玉県立美術館建設委員会（知事の諮問機関、委員長・松永緑郎）を設置し、県立美術館の基本構想について諮問
 昭和53年 4月 同委員会から「県立美術館基本構想について（報告書）」を知事に答申
 11月 政策会議で県立美術館基本計画を決定
 11月 埼玉県立美術館建設委員会（知事の諮問機関、委員長・高田誠）を設置し、県立美術館の建設及び運営に関する基本的事項（建設基本計画及び基本設計）について諮問
 11月 建設設計を株式会社黒川紀章建築都市設計事務所へ委託
 昭和54年 4月 埼玉県美術作品取得基金条例の施行

4月 県民部県民文化課内に美術館設立準備係を設置
 7月 美術館建設専門委員会から「美術館基本設計について」知事に報告
 昭和55年 3月 建設工事請負契約を締結、起工式
 3月 美術作品取得基金により初めて作品を購入（35点）
 昭和56年 4月 県民部内に美術館開設準備室を設置（室長以下12名）
 昭和57年 2月 建物竣工
 4月 県民部の出先機関として埼玉県立美術館開設準備事務所（所長・本間正義）を浦和市（現・さいたま市）常盤9丁目（県立北浦和公園）地内に設置（所長以下26名）
 11月 埼玉県立近代美術館条例及び埼玉県立近代美術館協議会条例の施行。教育委員会所管の教育機関として、「埼玉県立近代美術館」開館。組織は2部4課制、館長・本間正義以下28名
 11月～12月 開館記念展「印象派からエコール・ド・パリへ」開催
 12月 美術館連絡協議会発足と同時に加盟
 昭和58年10月 現代における優良建築物として、1983年「第24回建築業協会賞（BCS賞）」を受賞
 昭和59年12月 県内の8金融機関から寄附された美術作品の購入資金3億円でルノワール、藤田嗣治の絵画2点購入
 昭和62年10月 入館者100万人を突破
 平成 3年 5月 館長本間正義退任、田中幸人館長就任
 平成 4年 4月 開館10周年を記念してピカソ、デルヴォーの絵画2点を購入
 8月 入館者200万人を突破
 10月～12月 開館10周年記念展「アダムとイヴ」開催

平成 5年11月	平成4年2月に開催した企画展「風刺の毒」の図録が第5回「美術館カタログ」コンクール・大阪1993において最優秀作品賞を受賞		せて、桂宮殿下お成り
平成 6年11月	平成5年6月に開催した企画展「ニッポンの風刺」の図録が第6回「美術展カタログ」コンクール・大阪1994において優秀作品賞を受賞	平成17年 8月	入館者500万人を突破
平成 7年 3月	2年連続して、「美術展カタログ」コンクール・大阪で表彰されたことの功績により、教育長表彰を受ける	平成18年 4月	館長稲葉喜徳退任、島村和男館長就任（埼玉県教育委員会教育長兼任）
平成 8年 9月	ライトアップ開始	平成19年10月	開館25周年記念展「田園讃歌」、「みんなでつくる積みわらプロジェクト」開催
平成 9年 3月	入館者300万人を突破	12月	川口市の旧家・大熊家より、横山大観10作品を含む近代日本画、計27作家・47点の一括寄贈を受ける （寄贈者：大熊雄二氏、大熊清二氏、大熊聡一郎氏、煙石澄子氏）
7月	開館15周年を記念してシャガールの絵画1点を購入	平成20年 2月	常設展観覧者通算200万人達成
平成12年 4月	館長田中幸人退任、桐川卓雄館長就任（埼玉県教育委員会教育長兼任）	4月	開館25周年記念展「田園讃歌」が、平成19年度「美連協大賞」を受賞
平成13年 2月	企画展「イスラエル美術の現在」の図録に掲載したエッセイが「第4回美連協図録奨励賞」（巡回展部門）を受賞	平成21年 4月	顧問に、建畠哲氏就任
平成13年 4月	入館者400万人を突破	平成21年 5月	入館者600万人を突破
平成13年 9月	空調設備工事に伴う休館 （9月10日～平成14年3月11日）	平成22年 4月	館長島村和男退任、前島富雄館長就任（埼玉県教育委員会教育長兼任）
平成14年 4月	館長桐川卓雄退任、稲葉喜徳館長就任（埼玉県教育委員会教育長兼任） 担当制を導入（2部6担当制）	平成23年 4月	館長前島富雄退任、建畠哲館長就任
10月～11月	開館20周年記念展「印象派とその時代」開催	平成24年 2月	企画展「生誕100年記念瑛九展」が美連協大賞・奨励賞を受賞
平成15年 4月	北浦和公園が美術館管理となる	9月～11月	開館30周年記念展「日本の70年代1968-1982」開催
5月	平成14年10月に開催した企画展「印象派とその時代」の図録が、「第5回美連協図録奨励賞」を受賞	平成25年 2月	企画展「日本の70年代1968-1982」が美連協・奨励賞を受賞
7月	トルコ大使来館	平成25年 3月	ベルギー大使来館 入館者700万人を突破
平成16年11月	第4回全国障害者スポーツ大会（彩の国まごころ大会）の御臨席にあわ	平成25年 9月	大規模改修工事（第1期） （常設展示室改修等）
		平成26年 9月	大規模改修工事（第2期） （展示室改修等）
		平成27年 4月	リニューアルオープン記念展 「Private, Private-わたしをひらくコレクション」開催

- 平成29年 2月 企画展「原田直次郎展－西洋画は益々奨励すべし」が美連協大賞を、
企画展「日本におけるキュビスムーピカソ・インパクト」が美連協優秀カタログ賞を受賞
- 9月 開館35周年を記念して、瑛九の絵画を1点購入。
- 10月～12月 開館35周年記念展「ディエゴ・リベラの時代」開催。翌年、同展は美連協カタログ優秀論文賞、および第13回西洋美術振興財団・学術賞を受賞
- 10月 メキシコ大使来館
- 11月 開館35周年「開館記念大感謝祭」開催
- 平成30年 6月 入館者800万人を突破
- 11月 ポール・シニャックの絵画を1点購入。翌年1月から、MOMASコレクション第4期で公開
- 平成31年 3月 企画展「阿部展也－あくなき越境者」、および企画展「辰野登恵子オン・ペーパーズ」が美連協大賞・優秀カタログ賞を受賞

3 美術館改革のためのニュービジョン

(抜粋)

第3章 収集・保存

1 収集

作品、資料、情報を収集・整理して後世に伝え、公開に備えることは、未来に対する美術館の重要な責務である。100年後の美術館の姿を念頭に置き、空白の時代をつくらないように継続した収集活動を行うことが基本である。また、優れた作品の収集は、他のすべての美術館や個人コレクターとの獲得競争であることを認識し、学芸員個人の情報収集能力を高める一方、収集に至る時間の短縮、手続きの簡素化などを検討する。

2 購入

常設展示で必要とする主要美術家をリスト化し継続して調査を行うとともに、当館にとって欠くことのできない重要作品については、常にその動向を把握し、計画的な購入を検討する。

また、一方で県費以外からの基金への資金調達を目指し、企業をはじめ一般県民からの寄付を募るなど、その購入手段についても研究する。

3 寄贈

県ゆかりの主要な美術家については、遺族と緊密に関係を保つ一方、これまで手をつけていない美術家の研究や発掘調査を積極的に行うことで、作品寄贈の可能性を広げる。

4 寄託

常設展を補完する作品については、寄託を積極的に検討する。また、国の登録美術品制度の適用を受けることも視野に入れ、所蔵家との緊密な交流を深める。

5 保存・修復

修復の必要な作品は、リスト化し、優先順位を付け、計画的に処理する。

6 収蔵庫

作品寄贈等も含め、美術館の重要な使命である作品の収集活動を適切・円滑に推進するためにも、今後、収蔵庫の増築は避けて通ることのできない重要な課題である。

7 防災

県民共有の貴重な財産である収蔵作品を後世に伝えるために、地震対策、盗難防止、さらには来館者や作品が、凶悪化する犯罪の被害を受けないよう具体的な方策を検討し、万全の措置を行う。

第4章 展示

教育機関としての質の高い展示内容を保つ努力を怠ることなく、サービス機関としてわかりやすくそれを伝えるなど、両面のバランスをとりながら魅力ある展示事業を行う。

1 企画展示

これまでの研究成果に基づくテーマやタイムリーなテーマなどで展覧会を企画し、歴史的な意義を持つような企画展を心がける。また、来館者へのアンケートや実態調査などにより県民のニーズを的確に把握し、年に1本は入館者が3万人を超えるような大型企画展を開催するとともに、年間5本の企画展で7万人を超える観覧者を目標とする。

なお、計画段階で、開催する目的、期待する成果、学術的意義、予想される収益などを明確にすることで、その展覧会の美術館活動全体の中における位置付けを明らかにする。

企画展の基本方針として次の5項目を定め、いずれにも偏ることなくバランスのよい企画をする

よう努める。

ただし、小規模企画展を複数同時に行うなど、必要に応じ柔軟に対応することも重要である。

【企画展示の基本的な方針】

- (1) 県ゆかりの美術家に関するもの
- (2) 日本の近代美術を検証するもの
- (3) ヨーロッパ、アジア、アメリカなど海外の近代美術を紹介するもの
- (4) 国内外を問わず現代美術を紹介するもの
- (5) 上記以外の時代や分野を近代美術館の視点で捉え直すもの

2 常設展示

収蔵作品の並べかえにとどまらず、最新の研究成果や寄託作品、借用作品、資料など、美術館がこれまで蓄積してきた情報や知識を十全に活用し、来館者が満足できる魅力あるものとする。

3 調査研究

企画展に限らず、収集、教育普及など、全ての美術館活動の根本は、調査研究である。学芸員ばかりでなく、全ての職員が積極的に研究を行い、その成果を美術館業務に反映させる。

(1) 個別研究

各学芸員が、年度当初の成果目標の中に、研究対象とする美術家などを具体的に明記し達成する。そして、そのことを研究活動の活性化や作品収集の可能性につなげる。

(2) 共同研究

国内外の大学、研究機関と積極的に共同研究を行うとともに、インターンシップなどの人的交流を推進する。

【主な研究内容】

- ア 収蔵作品の研究
- イ 美術家の研究

ウ 収集・保管・展示の方法に関する研究

エ 美術史的研究

オ 教育普及に関する研究

カ 管理事務に関する研究

第5章 教育普及

教育機関として、子どもから高齢者まで、導入的な内容から専門的な内容まで美術に関する教育活動を行う。また、美術館が生活の中に十分根付いていない日本の現状を考えると、美術館そのものについての教育普及活動も継続して行う必要がある。

教育普及の基本は、対象を集団でとらえるのではなく、個人対個人の関係に根ざしながら、相手に応じて手法を変える専門的能力が必要であり、美術館教育の専門スタッフの配置をさらに充実する。

1 講座・講演会

国際化の中で、世界レベルの芸術家や評論家のレクチャーが頻繁に行われており、魅力ある講座でなければ、参加者は集まらない時代となってきている。計画的に海外展を行い、関係者の事前視察の際にレクチャーを組むとか、有料講座の方法をとるなどの工夫をすることで、魅力的な講座等の開催に努める。

2 学校

新学習指導要領と完全学校週5日制に対応するため、土曜日の子供のためのプログラムの充実、および学校団体の受け入れ体制の確立が望まれる。そのためには、スタッフの拡充が必要であり、教員ボランティア、インターン、教員養成課程学生の単位認定授業など多方面で学校や大学と連携を推進する。

3 広報・情報提供

収益性を高めるためには、印刷物による効果的な広報に努めるとともに、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどを活用した戦略的な広報が行えるような体制をつくる必要がある。また、IT社会の中で、魅力あるホームページの運営も不可欠である。そのためには、広報の専門家スタッフを加えることが望ましい。

第6章 施設利用

県民の創作意欲と、その発表の場を求める機運は年々高まりを見せており、一般展示室の利用率はここ数年ほぼ100%に達している。当美術館開館当初からのコンセプトでもある県民の作品発表の場としての役割を十分に果たすためにも、一部の偏った利用とならないよう広くその存在をアピールしていくことが必要である。また、美術館そのものが県民の財産であることを認識し、県民の施設利用にあたっては、常に県民の立場に立ち積極的に利用の便に供する努力を惜しんではならない。

第7章 その他

美術館のサービス部門を司るレストランやミュージアム・ショップなどは、単なるテナントや委託契約の相手と考えるのではなく、美術館サービスの質を向上させる共同事業者ととらえるべきである。これらのスタッフの不備はそのまま美術館の信用を失墜させることともなるので、常に高いサービスを提供するよう美術館が指導・協力する必要がある。

4 埼玉県立近代美術館の目指すもの（ミッション・ステートメント及び戦略目標）

（平成18年3月教育長決裁）

埼玉県立近代美術館は世界の今を生きる全ての人のために存在します。そのため私たちは次のとおり新しい公立美術館を目指します。

1 美術と出会い、新たな考え方や価値を発見するための体験を提供します。

（1）身近な視点から世界の今をみつめ、国境や言語を超えて共有される美術の素晴らしさを紹介します。

（2）出会い・発見・感動をキーワードに、新たな視点に基づく展示や美術の楽しさを体感できるプログラムを提供します。

（3）継続的な収集活動を通して特色あるコレクションを形成し後世に伝えます。また館内外での効果的な活用を通じてその魅力を紹介し付加価値を高めていきます。

（4）すべての美術館活動の基盤となる調査研究活動を重視します。

2 人々が集い、参加し、交流するための基地となります。

（1）魅力あるレストランやショップなど上質な空間とゆとりの時間を提供し、高齢者・障害者を含め誰もが利用しやすい環境を持った、居心地のよい美術館を目指します。

（2）美術に関する情報センターの役割を果たします。

（3）美術を愛する人々の交流や自主的活動を支援します。

3 未来を創る子どもたちの感性と創造力を育みます。

（1）子どもたちとともに生き生きとした感性と創造力の素晴らしさを再発見していきます。

(2) 学校現場との連携を深め、学校による利用の促進を図ります。

4 地域や県民とともに進化する美術館を目指します。

(1) 県民のニーズや時代の変化に対応して進化する美術館を目指します。美術館の情報を公開し改善に努めます。職員の意識改革を継続して行います。

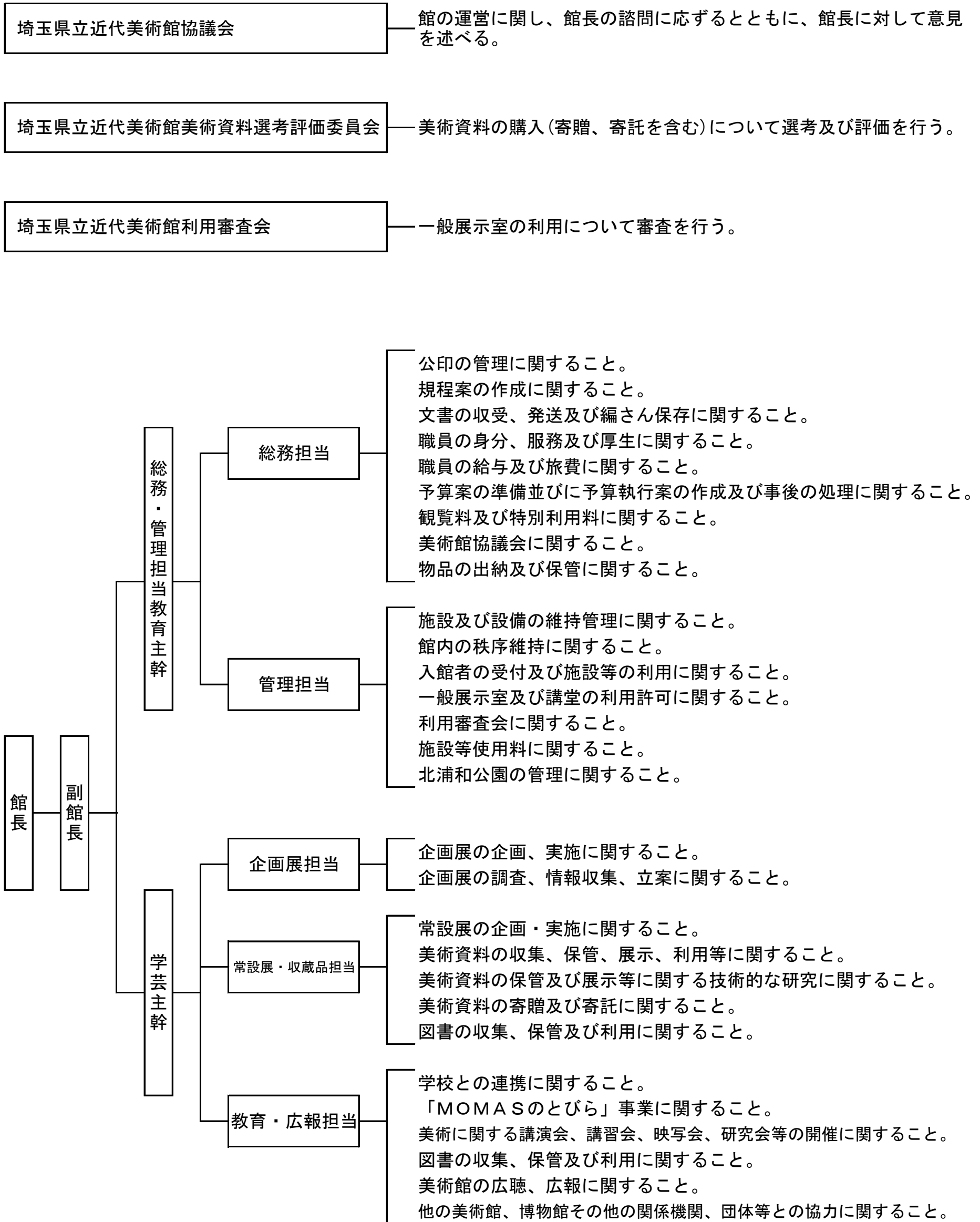
(2) 美術館の持つあらゆる資源（人・作品・施設等）を有機的・効果的に活用し、新たな顧客層を開拓するとともに、美術館を支援して下さる方々の輪を広げます。

(3) 北浦和公園の活用も含め、美術館がまちのにぎわいの創出や地域の活性化に寄与するように努めます。

5 組 織

(1) 組織及び事務分掌

平成31年4月1日現在



(2) 委員名簿 (選出区分別に五十音順)

《埼玉県立近代美術館協議会委員》

令和元年8月1日現在

○学校教育関係者

菅原京子 埼玉県市町村教育委員会連合会会長

中川昇次 埼玉県美術教育連盟連盟長

○社会教育関係者

相馬千秋 NPO法人芸術公社 代表理事

松岡滋 埼玉県美術家協会会長

○家庭教育関係者

小田倉泉 埼玉大学准教授

○学識経験者

岡村文和 NHKさいたま放送局副局長

加藤有希子 (公募委員)

田村禮子 水彩画家

新倉美佳 美術批評誌事務局

樋口昌樹 ザ・ギンザ スペースディレクター

三上豊 (公募委員)

宮本重雄 中央労働金庫常務理事埼玉県担当

《埼玉県立近代美術館美術資料選考評価委員会委員》

令和元年8月1日現在

樋田豊次郎 東京都庭園美術館館長

山本和弘 栃木県立美術館シニア・キュレーター

滝沢恭司 町田市立国際版画美術館学芸係長

野地耕一郎 泉屋博古館分館館長

山梨俊夫 国立国際美術館館長

《埼玉県立近代美術館利用審査会委員》

令和元年8月1日現在

○美術関係者

飯野一朗 彫金作家

栗崎浩一路 書家

小澤基弘 洋画家

内藤五琅 日本画家

林喜一 写真家

吉武研司 洋画家

○行政関係者

案浦久仁子 県文化資源課長

《埼玉県立近代美術館フレンド役員》

令和元年8月1日現在

会長 清水武司 秩父地域利用者

副会長 内田和子 秩父地域利用者

理事 金川京子 県南地域利用者

理事 小林真 秩父地域利用者

理事 滝沢布沙 県北地域利用者

理事 武島裕 秩父地域利用者

理事 丸山晃 県西地域利用者

理事 水野晶子 県南地域利用者

理事 依田衣恵 県南地域利用者

理事 真砂和敏 県東地域利用者

監事 遠藤俊明 県東地域利用者

監事 田沼利将 県南地域利用者

6 令和元年度 主要事業概要

(1) 展示事業

ア MOMASコレクション（収蔵品展）

収蔵品の中核をなす埼玉ゆかりの美術家と彼らに影響を与えた国内外の優れた作品をさまざまな角度から紹介する。本年度は、下記の4期に分けての展示構成を予定。

(ア) MOMASコレクション[I]

会期：4月20日（土）～7月21日（日）

「セレクション：ウジェーヌ・ドラクロワから新印象主義へ」

ポール・シニャックの著作『ウジェーヌ・ドラクロワから新印象主義へ』を手がかりに、西洋の近代絵画の流れをたどる。

「山水から風景へ」

近現代の日本画における風景表現の変遷をたどる。

「自然の造形—増田三男作品を中心に」

さいたま市出身で彫金の重要無形文化財保持者（人間国宝）増田三男（1909～2009）の作品を中心に、動植物をモチーフにした工芸作品を紹介する。

(イ) MOMASコレクション[II]

会期：7月27日（土）～10月20日（日）

「セレクション：モネとかピカソとか」

クロード・モネなど西洋近代絵画を中心にコレクションを紹介する。

「うつしと重なり—版画の諸相」

版画表現の多彩さを、様々な作家の作品を通して紹介する。

「小特集：バウハウス100年」

ドイツ、ヴァイマルの総合芸術学校、バウハウスの創立100年を記念し、関連作家の作品などを通してその活動を紹介する。

(ウ) MOMASコレクション[III]

会期：10月26日（土）～2月2日（日）

「セレクション：ドニとかフジタとか」

レオナルド・フジタの《横たわる裸婦と猫》のほか、西洋と日本の近代絵画を紹介する。

「近代日本画における中国」

近代日本画において中国絵画の画題や表現、中国文化の影響はどのように表れていたか、コレクションを通して探る。

「ゆれるかげ」

秋岡美帆の《ゆれるかげ》を中心に、光と影、樹木、庭などをテーマにコレクションを紹介する。

(エ) MOMASコレクション[IV]

会期：2月8日（土）～4月19日（日）

「セレクション：シャガールとか佐伯祐三とか」

マルク・シャガールほか、エコール・ド・パリの画家を中心とする西洋近代の名画を紹介する。

「サポーターズ・チョイス！」

MOMASコレクションでガイド・ボランティアとして活躍する美術館サポーターが、コレクションからお気に入りの作品をチョイスし、学芸員と共に展示を作る。

「春陽会—旗揚げのころ」

1922（大正11）年に創立し、現在も活動を続ける美術団体、春陽会の草創期の活動について、倉田白羊、森田恒友らの作品を通して紹介する。

(オ) アーティスト・プロジェクト#2.04

開催予定。

イ 企画展

(ア) ブラジル先住民の椅子

会期：4月6日(土) — 5月19日(日)

ブラジル北部のアマゾン河やシンゲー川流域で暮らす先住民の人びとが作る一木造りの椅子は、動物のフォルムをしたユニークな造形作品である。それらは先住民のアイデンティティの表現であり、より多様で自由な表現の椅子が現在生み出されている。本展では、ブラジルの出版社が所蔵する先住民の椅子約90点を紹介し、独自の感性から生まれた造形に人間の豊かな想像力の発露を読み解く。

(イ) May I Start? 計良宏文の越境する

ヘアメイク

会期：7月6日(土) — 9月1日(日)

パリコレクションをはじめ国内外のファッションショーのヘアチーフを務め、雑誌や広告のヘアメイクを多数手がけるなど、最先端の場で活躍する今注目のヘアメイクアーティスト・計良宏文(1971-)。近年は現代美術など他ジャンルのアーティストとの協働を通じて、ヘアメイクの概念を刷新する活動を展開している。本展のための新作も加え計良のクリエイションの全貌を紐解く展示で、ヘアメイクの可能性を探る。

(ウ) DECODE/出来事と記録

—ポスト工業化社会の美術

会期：9月14日(土) — 11月4日(月・振休)

1960年代末から70年代にかけての美術状況を、記録写真や資料との関係から検証する。近年国際的に評価が高まっている「もの派」の中心作家である関根伸夫の貴重な資料、「もの派アーカイブ研究」の成果報告、この時代

の美術状況を「ポスト工業化社会の美術」というより広い視野において再考するためのアクチュアルな展示、以上の3部構成を予定している。

(エ) ニューヨーク・アートシーン — ロスコ、ウォーホルから草間彌生、バスキアまで 滋賀県立近代美術館コレクションを中心に

会期：11月14日(水・県民の日) —

1月19日(日)

第二次世界大戦後の美術において、画期的な表現を次々と生み出し、注目を集めたニューヨーク。そこで繰り広げられた抽象表現主義、ネオ・ダダ、ポップ・アート、ミニマル・アートといった刺激的な動向は世界の現代美術をリードし、その中には日本人作家も含まれていた。滋賀県立近代美術館が所蔵する日本屈指のアメリカ現代美術コレクションを中心に、「アメリカ美術の勝利」を概観する。

(オ) 森田恒友展

会期：2月1日(土) — 3月22日(日)

埼玉県熊谷市出身の画家・森田恒友(1881-1933)は、はじめ洋画を学び、ヨーロッパに留学して、セザンヌに強く影響を受けた作品を手がけた。しかし、帰国後は油絵具で日本の風景を描くことに違和感を覚え、身近な自然をとらえた清澄な日本画を発表する。さまざまな技法や表現を試みながら、一貫して描く対象を真摯に見つめた恒友の軌跡を、洋画と日本画の主要作品を中心に、豊富な資料も交えてたどる。

(2) 美術資料の収集

本県ゆかりの作家と、彼らに影響を与えた国内外の作家を中心とし、あわせて現在活躍中の作家についても収集する。

(3) 普及事業

ア 講座・講演会等

(ア) 美術館講座

平成 29 年度にスタートした新しい美術館講座「映像の可能性」の第二回を開催した。

(イ) 企画展関連講演会等

企画展ごとに講演会、ミュージアム・コンサート等を実施し、企画展への理解を深める。

イ 世代交流を取り入れたプログラム

(ア) MOMASのとびら

さまざまな世代の人たちがともに美術への関心を深め、美術館を生活の中に位置づけることができるよう、土曜日に次のプログラムを実施する。

- みる+つくる (MOMASコレクション)
所蔵作品の鑑賞に加え、それをもとにした創作活動を楽しむ。
- 親子クルーズ (MOMASコレクション)
親子で常設展示や館内の作品を鑑賞して楽しむ。
- みる+つくる (企画展物語)
開催中の企画展の魅力や楽しむためのヒントをわかりやすく紹介し、鑑賞した後に簡単な制作を楽しむ。
- 親子クルーズ (企画展物語)
開催中の企画展の魅力を紹介し、親子での鑑賞を楽しむ。

○ み〜つけ!

未就学児とその保護者向けのプログラムで、美術館のできごとを体いっぱい楽しんでもらう。

○ 工房

美術館ならではの制作活動を行う。

○ フリープログラム

申込不要で、開催時間中は誰でも楽しめるプログラムを行う。

・ アート★ビンゴ

ビンゴシートをもらい、自分で館内を回りながらクイズに挑戦する(申込不要)。

・ わくわく鑑賞ツアー

絵画、彫刻、グッドデザインの椅子を対話による鑑賞で巡る(申込不要)。

○ 彫刻あらいぐま

親子で彫刻を洗って楽しむ。

○ サマー・アドベンチャー

夏休み期間限定の特別プログラム。

(イ) 夏休みの子供向けプログラム

○ 夏休みMOMASステーション

夏休みに、教育普及サポート・スタッフ(ボランティア・バンク登録者)が中心となって、来館する子供たちに美術館利用のアドバイスや情報提供を行う。

○ 鑑賞ガイドツアー

教育普及サポート・スタッフが子供向けの鑑賞ガイドを行う。

ウ 学校との連携

学校による積極的な美術館の活用や鑑賞教育のあり方を探るため、講座等を開催する。

(ア) 教員美術講座

教員を対象に、学校における美術館利用促進と鑑賞教育の充実を図る(年間2回)。

(イ) ミュージアム・キャラバン事業の実施

当館収蔵作家やアーティストを派遣して、学校教育への協力事業を実施する(年間2回)。

(ウ) 公募展「カラダで・みる、うごいて・みる！」の実施

県内児童生徒が美術作品にふれるきっかけをつくり、幅広い鑑賞方法を提示すること、また、児童生徒の発表の場を設けることで、学校と美術館とのつながりを深めることを目的としたコンクールを実施する。美術作品の鑑賞を元に身体表現し、短い映像に記録したものを広く募集する。

(エ) 埼玉大学との授業提携・他大学との協力

美術館と埼玉大学教育学部が共同で「MOMASのとびら」のプログラムを企画・運営し、参加する学生に大学が単位認定を行う「ミュージアム・コラボレーション」のほか、学生から希望がある場合、埼玉大学大学院生の文化政策の実習「ミュージアム・インターンシップ」、各大学大学院生の

「教育普及研究員」の受け入れも検討する。

(オ) 博物館実習生の受け入れ

今年度は15大学19名の実習生を受け入れる。

(カ) 学校による団体利用の受入(随時実施)

エ 作品の解説

(ア) ギャラリートーク

企画展の理解を深め、鑑賞の一助とするため、企画展開催期間中に当館学芸員が解説する(会期中2回程度/土曜日)。

(イ) サンデー・トーク

展示中の収蔵作品から1点を選んで、当館学芸員が解説する(年10回程度/日曜日)。

(ウ) スライド・トーク

希望する一般団体にむけて、スライドや資料を用いて展覧会や美術館の案内を行う(事前予約制)。

(エ) 美術館サポーターによるガイド

MOMASコレクション開催中の原則として毎日、美術館サポーター(ガイド・ボランティア)が作品解説を行い、来館者の鑑賞を支援する。

オ 美術情報の提供

(ア) 資料閲覧室の公開

内外の美術図書、雑誌を収集し公開するとともに、利用者に美術情報を提供する。

カ 広報活動

(ア) 広報印刷物の発行

広報紙「ソカロ」、年間スケジュールを紹介する「ミュージアム・カレンダー」（年1回発行）、企画展をはじめとする各事業のチラシ・ポスター等を発行する。

(イ) パブリシティ及びホームページ等の運用

各種広報資料を作成し、報道機関や出版社等に情報提供を行う。また、ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ）を運用し、最新の美術館情報を発信する。

キ 美術館ボランティア

(ア) 美術館サポーター

MOMASコレクションの解説ガイドを行うボランティア。平成12年に発足したもので、美術館が月1回開催する研修会への出席や自主的な研修などを重ね、質の高い解説を提供する。

(イ) 彫刻ボランティア

平成15年に発足した「埼玉県立近代美術館彫刻ボランティア」は、美術館スタッフとともに北浦和公園内の野外彫刻の点検・洗浄を行う一方、研修・見学活動を通じて彫刻についての意識啓発を促す市民リーダーの育成をめざすものである。

「MOMASのとびら」における彫刻洗浄プログラムの講師として年2回指導を行う。

(ウ) 教育普及サポート・スタッフ

子ども向けの普及事業の運営をアシストするボランティア。大学生、教員、一般など参加者は幅広く、夏休み子ども相談、鑑賞ツアーやワークショップなどの運営にあたる。

ク 埼玉県立近代美術館フレンド(fam's)

埼玉県立近代美術館フレンドがより充実した活動を行い、会員が美術館の事業に積極的に参加し、会員相互の交流を深められるよう助言や協力を行う。

(4) 貸館事業

一般展示室は県内の美術団体や美術家の作品発表の場として、講堂は美術に関する行事等の場としてそれぞれ提供する。

7 令和元年度予算の概要

美術館費 163,343,000円

(美術館で計上)

美術館管理運営費	79,183,000円
企画展事業費	82,975,000円
オリパラもてなしミュージアム 埼玉アート!北浦和から未来へ発信事業	1,185,000円

事務局費〔経常費〕 47,756,000円

(財務課で計上)

合計 211,099,000円

8 施設の概要

(1) 建築の特徴

建設地の北浦和公園は、旧制浦和高校時代の並木や公園の緑など、自然環境に恵まれた所である。

計画に当たっては、樹木の移植を必要最小

限にとどめ、また、建物の高さを出来るだけおさえるなど、周囲の環境に融合するよう設計された。

建物全体は、グリッド(格子)の立方体によって構成されており、エントランスポーチのところでは、建物の内部と外部との中間領域(グレーゾーン)を形成し正面の曲面ガラスと一体になって、個性的な空間をつくっている。

限られた敷地のため、建物は地上3階、地下1階の4層構造となり展示室が3つの階に分かれることになった。そこで、各階を貫く吹抜のセンターホールを設け、展示室の一体感を確保するとともに、天井から自然光を採り入れ、ユニークな空間を形成している。

各種の展示空間は、一体的、有機的に配置されており、多彩な展示形態や動線設定が可能なように配慮している。

(2) 椅子の美術館

優れたデザインの椅子

入館者にゆっくりくつろいで作品を鑑賞してもらえるよう、デザイン史上名脚といわれているもの、グッド・デザインとして定評のあるものなど約70種類の椅子を収蔵し、自由に座れるように各所に配置している。

(3) 建物の概要

敷地面積 35,177 m²

建築面積 2,238.7 m²

延床面積 8,577.2 m²

展示壁長 1,440 m

工 期

昭和55年3月28日～昭和57年2月27日

工事費等 ア 設計調査費 135,450,000円

イ 建設工事 3,114,787,000円

〔 建築工事 2,270,000,000円

設備工事 792,731,000円

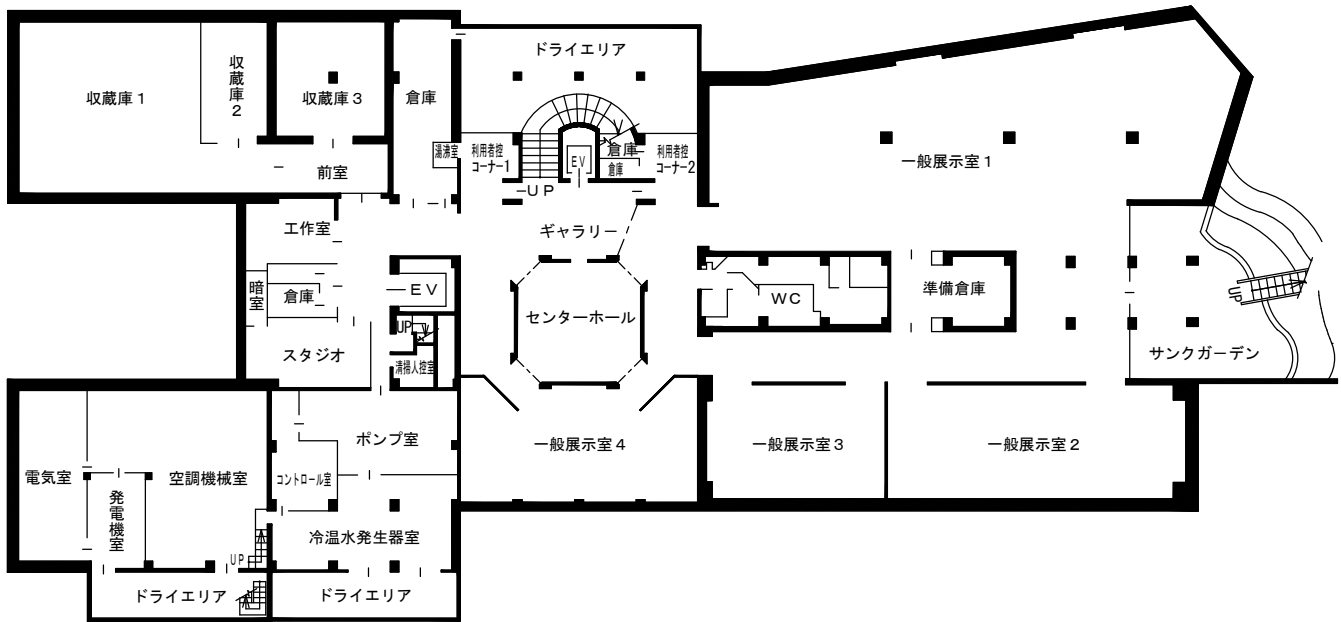
その他工事 52,056,000円 〕

ウ 備品費等 410,739,000円

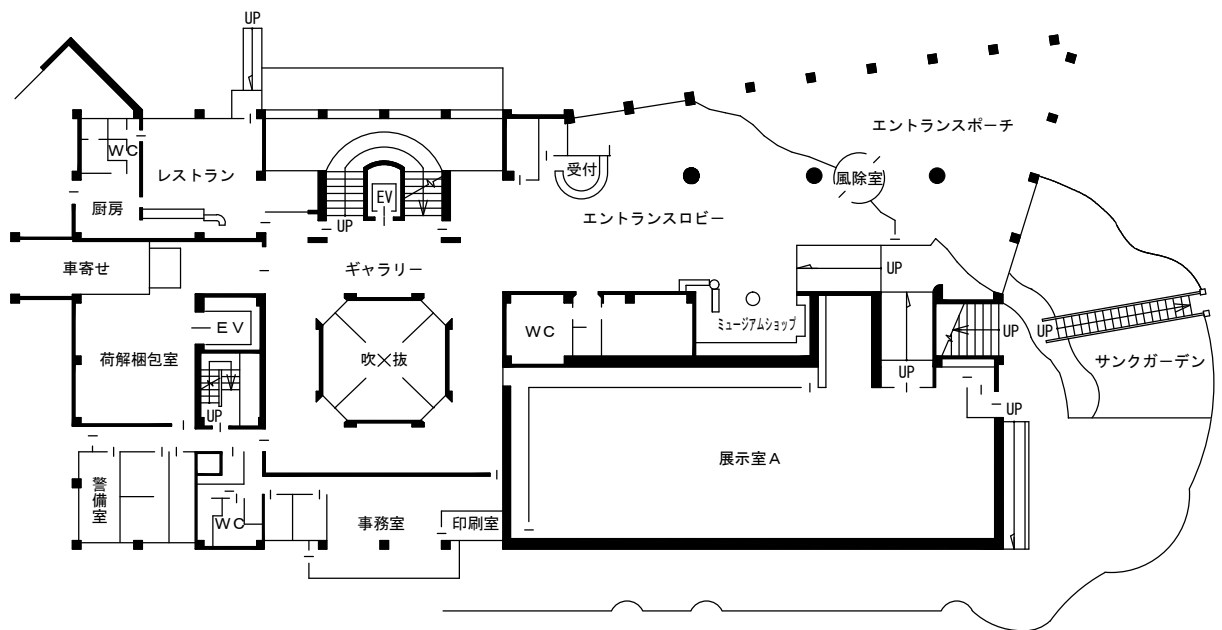
合 計 3,660,976,000円

設 計 株式会社黒川紀章建築都市設計事務所

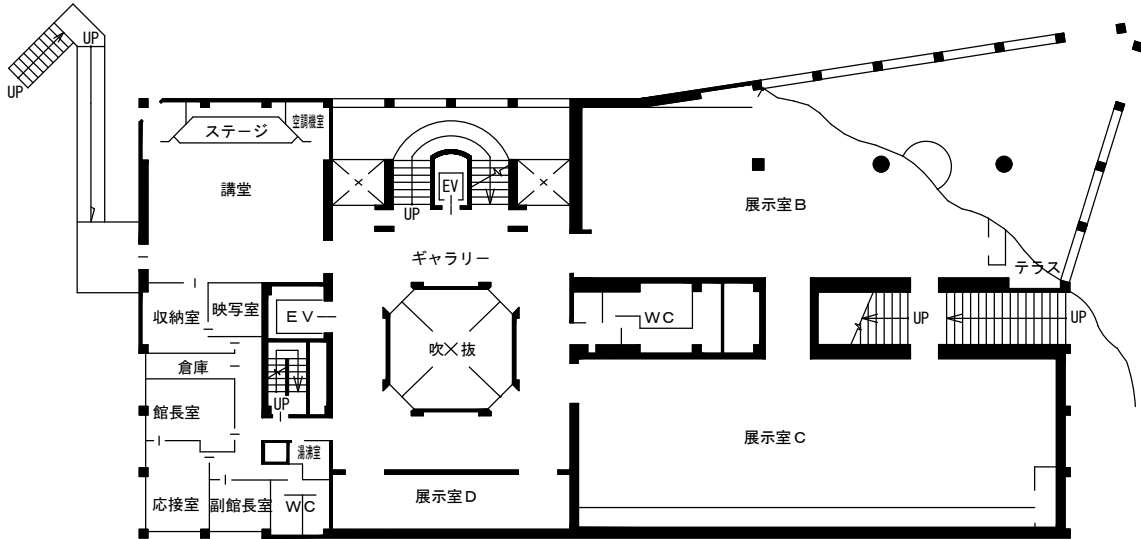
■ 地階平面図



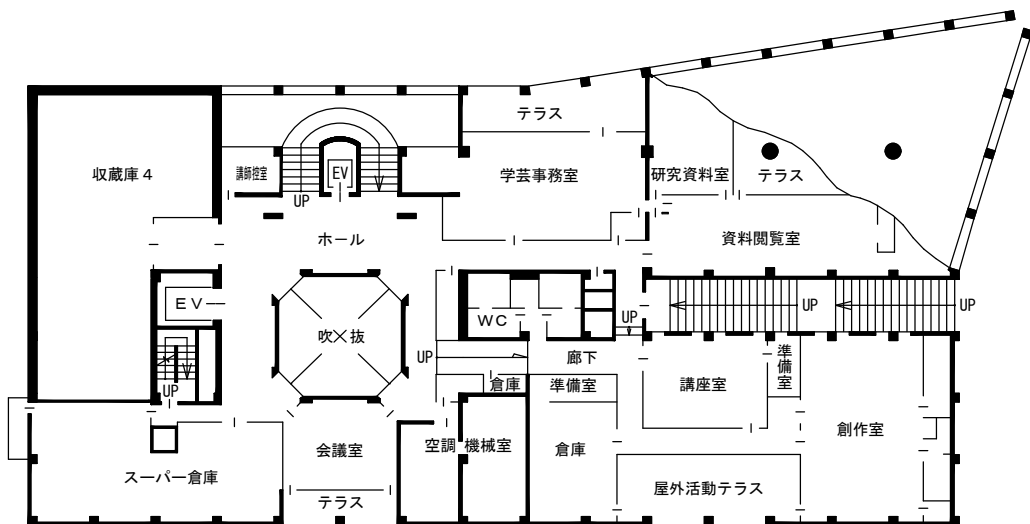
■ 1階平面図



2階平面図



3階平面図



9 主な収蔵作品

区分	作者	題名	制作年	寸法(cm)	備考
油彩画	カミーユ・ピサロ	エラニーの牛を追う娘	1884年	59.7×73.3	
"	ポール・シニャック	アニエールの河岸	1885年	60.2×92.2	
"	クロード・モネ	ジヴェルニーの積みわら、夕日	1888～89年	65.0×92.0	
"	オーギュスト・ルノワール	三人の浴女	1917～19年	50.3×61.3	
"	モーリス・ユトリロ	旗で飾られたモンマルトルのサクレ=クール寺院	1919年	81.0×60.0	
"	マルク・シャガール	二つの花束	1925年	81.2×100	
"	アンドレ・ドラク	浴女	1925年	65.2×50.3	
"	ジョルジュ・ルオー	横向きのピエロ	1925年頃	64.3×45.8	
"	キスリング	リタ・ヴァン・リアの肖像	1927年	100.0×73.0	
"	ジュール・パスキン	眠る裸女	1928年	73.5×92.5	
"	パブロ・ピカソ	静物	1944年	65.7×92.1	
"	ポール・デルヴォー	森	1948年	127.5×152.8	
"	斎藤 与里	朝	1915年	65.8×100.4	
"	岸田 劉生	路傍初夏	1920年	38.0×45.5	
"	田中 保	裸婦	1924年	162.0×130.0	
"	佐伯 祐三	門と広告	1925年	61.0×73.1	
"	藤田 嗣治	横たわる裸婦と猫	1931年	73.2×116.2	
"	熊谷 守一	裸	1943年	66.0×46.5	
"	寺内 萬治郎	裸婦	1954年	91.0×73.0	
"	荒川 修作	VOICE DRINKER/THE ARTIFICIAL GIVEN	1978～79年	183.5×305.8	
日本画	橋本 雅邦	長江晴楼図	1900年頃	67.0×140.0	
"	菱田 春草	湖上釣舟	1900年	162.2×166.4	屏風二曲半双
"	速水 御舟	夏の丹波路	1915年	138.8×49.8	
"	森田 恒友	初夏の図	1926～27年	141.2×51.0	
"	鏑木 清方	慶長風俗	1920～29年	各160.0×161.4	屏風二曲一双
"	小茂田 青樹	春の夜	1930年	156.4×68.8	
"	伊東 深水	宵	1933年	79.5×99.3	
"	横山 大観	漁村曙	1940年	143.8×50.5	
彫刻	アリスティド・マイヨール	イル・ド・フランス	1925年	高さ167.5	
"	シャルル・デスピオ	ピアンキーニ嬢	1929年	高さ37.3	
"	エミリオ・グレコ	ゆあみ(大) No7	1968年	高さ280.0	
"	ジャコモ・マンズー	枢機卿	1979年	高さ220.0	
"	フェルナンド・ボテロ	横たわる人物	1984年	高さ120.0	
"	木村 直道	シンバルを叩く男	1965～68年	49.7×48.9×21.1	
"	草間 彌生	スーツケース	1966年	46.0×70.0×19.0	
版画	ポール・ゴーギャン	タヒチの木版画	1891～94年	28.4～35.5×20.0～20.5	10枚シリーズ
"	駒井 哲郎	束の間の幻影	1951年	17.9×28.8	
立体その他	宮島 達男	Number of Time in Coin-Locker	1996年	32.0×42.0×42.0	1Fコインロッカー内に設置

収蔵作品内訳

平成31年4月1日現在

種別 区分	購入	寄贈	県立博物館 から移管	保管転換	合計
日本画	44点	160点	243点	2点	449点
油彩画ほか	120	397	114	18	649
ドローイング	62	502	56	6	626
版画	411	787	116	0	1,314
写真	120	89	2	0	211
平面その他	9	5	3	0	17
彫刻	73	82	42	0	197
立体その他	5	6	0	0	11
工芸	11	33	0	6	50
書	0	0	31	0	31
資料Ⅰ	8	60	73	0	141
資料Ⅱ	3	25	3	0	31
合計	866	2,146	683	32	3,727

(注) この種別は、当館収蔵品目録(昭和62年3月)の分類による。

10 年度別美術作品取得費

	年 度	取得費	
昭和	54	300,000,000 円	
	55	300,000,000 円	
	56	300,000,000 円	
	57	300,000,000 円	
	58	50,000,000 円	
	59	350,000,000 円	
	60	83,600,000 円	
	61	50,000,000 円	
	62	75,000,000 円	
	63	118,240,000 円	
	平成	元	323,700,000 円
		2	50,000,000 円
		3	39,290,000 円
4		720,010,000 円	
5		50,000,000 円	
6		25,293,000 円	
7		33,691,000 円	
8		49,574,000 円	
9		340,654,500 円	
10		34,578,000 円	
11		9,650,000 円	
12		4,000,000 円	
13~17		0 円	
18	2,500,000 円		
19.20	0 円		
21	1,500,000 円		
22~26	0 円		
27	3,300,000 円		
28	4,500,000 円		
29	10,800,000 円		
30	290,000,000 円		
合 計		3,919,880,500 円	

11 平成 30 年度事業実施状況

(1) 展示事業

ア MOMASコレクション

当館収蔵作品を年 4 回展示替し、さまざまなテーマで多様な作品を紹介した。

(ア) MOMASコレクション[I]

会期：4月21日(土)～7月8日(日)

「セレクション：シャガールとかフジタとか」

エコール・ド・パリの作品を中心に、当館の西洋近代美術、日本近代洋画コレクションのエッセンスを紹介した。

「さいきんのたまもの」

寄贈や寄託などで、近年新たに美術館のコレクションに仲間入りした作品を紹介した。

(イ) MOMASコレクション[II]

会期：7月14日(土)～10月14日(日)

「セレクション：ピカソとかデルヴォーとか」

ピカソやデルヴォーなど西洋近代の画家の作品のほか、彼らの活躍を踏まえて展開された新しい表現の数々を、リキテンスタイン、難波田龍起などの作品を通して紹介した。

「吉田克朗：プランと実践」

貴重なオリジナル作品である《650ワットと60ワット》の制作について、特別出品の制作ノートを通して、新たな視点から探った。

「大熊家コレクションの名品から」

大熊家コレクションの中から、夏、秋の風物を描いた作品を前後期に分けて展示し、それらの作品を通して、東京画壇、関西画壇それぞれの作家について紹介した。

「埼玉の洋画」

埼玉ゆかりの6名の画家、寺内萬治郎、高田誠、塗師祥一郎、小川游、寺井力三郎、小島喜八郎の作品を通して、本県の美術文化の一面を紹介した。

(ウ) MOMASコレクション[Ⅲ]

会期：10月20日（土）～1月6日（日）

「セクション：モネとか斎藤豊作とか」

印象派の画家モネの作品をはじめとする西洋の名画の数々に、日本の洋画家の作品を交えて紹介した。

「激動／変貌—1940-50年代の絵画」

渡辺武の《母子像》や斎藤三郎の《敗戦の自画像》など、1940年代から1950年代半ばまでの約15年間に日本で制作された作品を、コレクションの他、特別出品の作品も交えて紹介した。

「特集：小茂田青樹」

写実を基礎に新しい日本画を追求した川越ゆかりの画家・小茂田青樹の画業をコレクション、特別出品の作品、資料などで辿りながら、併せて同時代に活躍した日本画家の作品を展示し、大正から昭和初期にかけての日本画革新の動きを紹介した。

「光—線 | 空—間」

「速度」や「密度」を手がかりに、エティエンヌ＝ジュール・マレ、マン・レイ、杉浦邦恵、市川美幸らの写真作品を紹介した。

(エ) MOMASコレクション[Ⅳ]

会期：1月12日（土）～4月14日（日）

「セクション：ユトリロとかパスキンとか」

新印象派を代表する画家ポール・シニャックの《アニエールの河岸》を取得記念として初公開し、併せて西洋近代名画と、渡仏して絵画を学んだ本県ゆかりの作家の洋画作品を紹介した。

「瑛九と光春—イメージの版／層」

瑛九と山田光春における「版」や「層」に注目し、近年収集した瑛九の油彩画《手》、フォト・デッサン《面影》などのほか、コラージュ、山田光春のガラス絵、素描を中心に構成した。

「特別展示：瑛九の部屋」

瑛九の最重要作品《田園》（特別出品）を、所蔵者のご提案により、鑑賞者が暗室の中で照明をコントロールしながら、作品を「見る」のではなく「感じる」ことができるように展示した。

イ 企画展

(ア) モダンアート再訪

ダリ、ウォーホルから草間彌生まで 福岡市美術館コレクション展

会期：4月7日（土）～5月20日（日）

1979年に開館した福岡市美術館は、20世紀の国内外の美術を展望できる優れたコレクションを所蔵している。この展覧会では、工事休館中の同館のコレクションから選りすぐった約70点を一堂に展示した。シュルレアリスムからポップ・アートにいたる欧米の美術動向や、戦後の日本で前衛的な活動を展開した九州派や具体美術協会などを紹介し、モダンアートを新たな視点から読み解く機会とした。

(イ) 浦沢直樹展 描いて描いて描きまくる！

—埼玉の巻—

会期：7月7日（土）～9月2日（日）

現役最高峰の漫画家として活躍する浦沢直樹（1960-）。この展覧会では、合計1000点超の膨大な原稿をはじめ、ストーリーの構想メモ、ネーム、秘蔵のイラストやスケッチ、少年時代の漫画ノートにいたるまで、浦沢作品誕生の秘密に迫る資料の数々を公開した。圧倒的な画力、比類なき物語性がありなす浦沢ワールドに迫った。

(ウ) 阿部展也—あくなき越境者

会期：9月15日（土）～11月4日（日）

戦前から戦後にかけて活躍した美術家・阿部

展也（1913-1971）。戦前は瀧口修造との詩画集『妖精の距離』で注目され、前衛写真の分野でも異才を発揮した。戦後はシュルレアリスムからアンフォルメル、幾何学的抽象へと目まぐるしく画風を変転させながら、海外の新しい美術動向の紹介も手がけるなど、国際的な視野に立った幅広い活動を展開した。多才な阿部展也の全貌に迫った。

（エ）辰野登恵子 オン・ペーパーズ

A Retrospective 1969-2012

会期：11月14日（水・県民の日）～

1月20日（日）

1970年代にグリッドやストライプをモチーフとした版画作品で注目を集めた辰野登恵子（1950-2014）は、80年代以降豊潤な色彩で有機的形を描く独自の表現を追求、抽象絵画の新たな可能性を示し高い評価を得た。この展覧会では、辰野の絵画表現を版画およびドローイングの仕事から照射しようと試みた。油彩制作に並走し、ときにその挑戦を牽引した紙の上の表現は、辰野の画業のクロノロジーに新たな視座を与えるだろう。

（オ）インポッシブル・アーキテクチャー

もうひとつの建築史

会期：2月2日（土）～3月24日（日）

構想されたものの建てられなかった建築や、実現をめざさなかった建築、いわゆるアンビルドは、建築家の思想や理想をより純粋に示している。この展覧会では実現に至らなかった、20世紀以降の建築をとりあげ、それらを仮にインポッシブル・アーキテクチャーと呼んだ。突出したアイデアや夢想、過激な芸術性のゆえに不可能であった建築を、海外、国内の建築構想でたどった。

（2）美術資料の収集

平成30年度はポール・シニャックの油彩画《アニエールの河岸》を購入した。新印象主義の画家の作品が加わったことで、より体系的に西洋近代絵画史の展開を紹介できるコレクションとなった。今後、積極的な展示活用を行っていきたい。

寄贈による収集は、20点となった。北野謙「光を集めるプロジェクト」写真作品6点、「浦沢直樹展 描いて描いて描きまくる」関連資料1式は、それぞれ「アーティスト・プロジェクト#2.02」（平成28年度）での展示、平成30年度の企画展を契機とした収集である。また、北浦和公園内に設置されている橋本真之《果実の中の木もれ陽》の増殖を実施するにあたって、作家が最終的な完成イメージとして描いたドローイング3点と、これまで寄託されてきた寺内萬治郎の風景画1点もこの度収蔵することとなった。

そのほか、県ゆかりの作家、早瀬龍江と白木正一の作品9点を寄贈いただいた。今後彼らの作品を調査し、シュルレアリスム絵画を多角的に検証していきたい。

今年度の収集によって、コレクションはより奥行きと広がりを持つこととなった。寄贈者の皆様に改めて感謝を申し上げますとともに、今後調査や展示で有意義に活用していきたい。

（3）普及事業

ア 講座・講演会等

（ア）美術館講座

平成29年度より開始となった新しい美術館講座「映像の可能性」の第二回を開催した。

（イ）企画展関連事業等

企画展についての理解を深めるための関連事業等を開催した。

○モダンアート再訪-ダリ、ウォーホルから草間彌生
まで 福岡市美術館コレクション展

期日	内容	講師等
4月22日 (日)	レクチャー&トーク 「反芸術綺談~九州派 とその時代」	山口洋三(福岡市 美術館学芸係 長)、菊畑茂久馬 (本展出品作家)

○浦沢直樹展 描いて描いて描きまくる！
-埼玉の巻-

期日	内容	講師等
7月21日 (土)	ライブ&ドローイン イベント「浦沢直樹 のひとり漫勉 歌って 語って描きまくる！」	浦沢直樹(漫画 家)

○阿部展也—あくなき越境者

期日	内容	講師等
9月16日 (日)	講演会「戦時下の道標 —フィリピン時代の 阿部展也」	副田一穂(愛知 県美術館学芸 員)
9月29日 (土)	スペシャル・ギャラリ ートーク	松沢寿重(新潟 市美術館主幹/ 学芸員、本展覧 会企画者)

○辰野登恵子 オン・ペーパーズ
A Retrospective 1969-2012

期日	内容	講師等
12月16日 (日)	ミュージアム・コン サート「音楽の力は 国境を越えて」	植村理葉(ヴァ イオリン)、佐 藤彦大(ピア ノ)
1月13日 (日)	トークイベント「辰 野登恵子と絵画の 現在」	千葉正也、高木 大地、松井えり 菜

○インポッシブル・アーキテクチャー もうひとつ
の建築史

期日	内容	講師等
2月11日 (月・祝)	クロストーク	五十嵐太郎(本 展監修者・東北 大学教授)、建 畠哲(当館館長)
2月23日 (土)	レクチャー「イン ポッシブル・アー キテクチャーの起 源と未来」	今村創平(千葉 工業大学教授)
2月24日 (日)	ミュージアム・コ ンサート「音で通 うカルチャー・ク ロスロード」	佐藤通弘(津軽 三味線)、吉見 征樹(タブラ)
3月3日 (日)	ミュージアム・コ ンサート「バイア ス」	jaywalker (Zoo-Zoo、 RiE-men)
3月13日 (水)	スペシャル・ギャ ラリートーク：設 計者が語る「ザ ハ・ハディド・ア ーキテクツ+設計 JV《新国立競技 場》」	杉浦盛基(日建 設計 構造設計 部長)

(ウ) 子供を中心とした教育普及プログラム

幼児から大人までを対象に、美術を楽しむき
っかけを提供することを目的に、土曜日に「M
OMASのとびら」を開催した。

○みる+つくる 企画展物語

開催中の企画展の魅力や楽しむためのヒントを
わかりやすく紹介し、鑑賞をした後、簡単な制作
を行って楽しんだ。

期 日	参加者数
4月28日（土）	30人
12月 1日（土）	18人
3月 9日（土）	28人
合 計	76人

○親子クルーズ 企画展物語

開催中の企画展の魅力を紹介し、親子での鑑賞後、簡単な制作を行って楽しんだ。

期 日	参加者数
10月27日（土）	14人
1月12日（土）	28人
2月23日（土）	28人
合 計	70人

○工房

美術館ならではの制作活動を行った。

期 日	参加者数
5月26日（土）	16人
7月21日（土）	27人
9月22日（土）	29人
12月8日（土）	23人
1月19日（土）	24人
合 計	119人

○みる+つくる MOMASコレクション

常設展示室の作品や館内の作品を鑑賞し、それをもとに簡単な制作を行って楽しんだ。

期 日	参加者数
6月16日（土）	28人
9月 8日（土）	17人
12月15日（土）	26人
3月16日（土）	27人
合 計	98人

○親子クルーズ MOMASコレクション

常設展示室や館内の作品を親子で鑑賞して楽しんだ。

期 日	参加者数
6月30日（土）	31人
10月13日（土）	27人
11月24日（土）	24人
2月16日（土）	25人
合 計	107人

○みる+つくる SMF

アーティストを招いてワークショップを開催した。

期 日	参加者数
2月9日（土）	71人
3月23日（土）	29人
合 計	100人

○アート★ビンゴ

美術館を巡って鑑賞を楽しみながらクイズに挑戦した（申込不要）。

期 日	参加者数
4月21日（土）	90人
7月 7日（土）	70人
10月20日（土）	62人
12月22日（土）	42人
3月 2日（土）	68人
合 計	332人

○わくわく鑑賞ツアー

30分程度の短時間で2～3点収蔵作品や館内の椅子などを巡って鑑賞を楽しんだ(申込不要)。

期 日	参加者数
4月14日（土）	40人
9月15日（土）	20人
10月6日（土）	25人

1月26日（土）	31人
合計	116人

○フリープログラム

申込不要で、開催時間中は誰でも楽しめるプログラムを実施した。

期 日	参加者数
4月7日（土）	174人
7月28日（土）	38人
11月3日（土）	74人
合計	286人

○み～つけ！

未就学児とその保護者向けのプログラムで、美術館のできごとを体いっぱい楽しんだ。

期 日	参加者数
6月9日（土）	33人
7月14日（土）	28人
11月10日（土）	27人
合計	88人

○彫刻あらいぐま

親子で屋外彫刻を洗って楽しんだ。

期 日	参加者数
5月19日（土）	35人
9月29日（土）	雨天のため中止
合計	35人

○サマー・アドベンチャー

夏休み限定の特別プログラムを実施した。

期 日	参加者数
8月4日（土）	31人
8月11日（土）	50人
8月18日（土）	382人
8月25日（土）	31人
合計	494人

○夏休みMOMASステーション

夏休みに来館した子どもたちが美術館を効果的に活用できるよう、必要に応じて情報提供やアドバイス等を行った（7月21日（土）～8月26日（日）の休館日以外の毎日／エントランス）。

ステーションで対応した人数 2773人。

また7月27日、8月2日・8月23日にMOMASコレクションの鑑賞ツアーを行った。

人数：41人。

○企画展ワークシートの作成

企画展の特色をわかりやすく紹介するセルフ・ガイド型のペーパー・アイテムを作成した。会場で無償配布するほか、子供向けプログラムや鑑賞学習のツールとして幅広く活用した。

イ 学校との連携

学校による積極的な美術館の活用や鑑賞教育のあり方を探るため、講座等を実施した。

（ア）教員美術講座

美術館を活用した鑑賞指導に関する講演会等を開催し、学校における美術館利用の促進と鑑賞教育の充実を図った。

8月22日（土）	「名画を動かす！～ピクシレーションで動く絵画をつくる～」 講師：米徳 信一（武蔵野美術大学 芸術文化学科 教授） 参加者：22名
8月17日（土）	「日本の魅力を伝える、スーペリアタンブラーをつくろう！～社会とつながる造形や美術～」 講師：小西 悟士（さいたま市立本太中学校 教諭） 参加者：9名

（イ）埼玉大学との授業提携

美術館と埼玉大学教育学部が共同で「MOMASのとびら」のプログラムを企画・運営し、参加する学生に大学が単位認定を行う「ミュージアム・コラボレーション」を実施した。

(ウ) 博物館実習生の受け入れ

15 大学 19 名の実習生を受け入れた。

(エ) 学校による団体利用の受入（随時実施）

各校のニーズに合わせ、作品鑑賞や椅子体験学習、造形遊びなどを行った。

計 82 団体受け入れ：述べ 2582 人。

(オ) 授業協力（随時実施）

美術館の鑑賞プログラムを先生と協力して行ったり、研究授業の指導・助言などを行った。

計 51 校、119 授業時数実施：述べ 3697 人。

ウ 作品の解説

(ア) ギャラリー・トーク

企画展の理解を深め、鑑賞の一助とするため、各企画展開催中に当館学芸員が解説した

(4 月 28 日、5 月 12 日、7 月 28 日、10 月 20 日、10 月 27 日、12 月 15 日、1 月 19 日、2 月 16 日、3 月 9 日)。

(イ) サンデー・トーク

展示中の収蔵作品から 1 点選んで、当館学芸員が解説した

(4 月 8 日、5 月 13 日、6 月 17 日、7 月 8 日、8 月 19 日、9 月 9 日、10 月 28 日、11 月 25 日、12 月 9 日、2 月 3 日)。

(ウ) 新収蔵品のギャラリートーク

新収蔵品のポール・シニャック《アニエールの河岸》について、当館学芸員が解説した

(1 月 12 日、1 月 27 日、3 月 2 日、3 月 16 日)。

(エ) スライド・トーク（随時実施）

希望する一般団体に、スライドや資料を用いて展覧会や美術館の案内を行った。

計 34 団体受け入れ：述べ 852 人

(出張講座 3 件含む)

(オ) 美術館サポーターによるガイド

原則として MOMAS コレクション開催中の毎日、午後 2 時から 30 分程度、来館者の鑑賞を支援するため、美術館サポーターが常設展示室内において作品解説を行った。

エ 美術情報の提供

(ア) 資料閲覧室の公開

大規模改修後、「図書室」を「資料閲覧室」に改めた。国内外の美術資料や雑誌を公開するとともに、利用者の資料相談にも応じた。

オ 広報活動

(ア) 広報印刷物の発行

広報紙「ソカロ」（隔月発行・12-1 月号は拡大号）、年間スケジュールを紹介する「ミュージアム・カレンダー」（年 1 回発行）、「年報」および「要覧」（年 1 回発行）、美術館の事業や施設データ等をまとめた概要パンフレット、企画展をはじめとする各事業のチラシ・ポスター等を作成し、関係機関に配布した。

(イ) パブリシティ及びホームページ等の運用

各種広報資料を作成し、報道機関や出版社等に情報提供を行った。また、ホームページやソーシャルネットワークサービス（ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ）を運用し、最新の美術館情報を発信した。

カ 美術館ボランティア

(ア) 美術館サポーター

MOMAS コレクションの解説ガイドを行うボランティア。平成 12 年に発足したもので、現在 7 期生まで在籍。美術館が 月 1 回開催する研修会への出席や自主的な研修などを重ね、質の

高い解説で好評を博している
(平成 30 年度登録者数 33 名)。

(イ) 彫刻ボランティア

平成 15 年に発足した「埼玉県立近代美術館彫刻ボランティア」は、美術館スタッフとともに北浦和公園内の野外彫刻の点検・洗浄を行う一方、研修・見学活動を通じて彫刻についての意識啓発を促す市民リーダーの育成をめざすものである。

「MOMASのとびら」における彫刻洗浄プログラムの講師として年 2 回指導を行う
(平成 30 年度登録者数 9 名)。

(ウ) 教育普及サポート・スタッフ

子ども向けの普及事業の運営をアシストするボランティア。大学生、教員、一般など参加者は幅広く、夏休み子ども相談、親子のワークショップ運営などにあたった
(平成 30 年度登録者数 74 名)。

キ 埼玉県立近代美術館フレンド(fam. s)

会員に対して美術館の情報提供を行うなど、美術館活動の普及を図った。

(4) 貸館事業

一般展示室及び講堂の利用状況は、次のとおりである。

ア 一般展示室 (30. 4. 1~31. 3. 31)	}	※ 県 展 除 く	
利用件数			9 1 件
延観覧者数			8 7, 9 9 8 人
開催日数			2 4 0 日
1 日平均観覧者数			3 6 6 人

イ 講堂 (30. 4. 1~31. 3. 31)

利用件数 2 6 件 (講演会、研修会など)

■入館状況

■平成30年度入館者数一覧

(平成31年3月31日現在)

	入館者数	展 示 事 業							普 及 事 業					貸館事業		
		MOMAS コレクション	企 画 展 示						企画展 関連	MOMAS コレクション 関連	教育・普及 関連	SMFアート 関連	資料閲覧室	一 般 展示室	埼玉県美術展覧 会	
			モダンアート再訪 ダリ、ウォーホル から草間彌生まで 福岡市美術館コレ クション展	浦沢直樹展 描いて描いて 描きまくる！ -埼玉の巻-	阿部展也 -あくなき越境 者	辰野登恵子 オン・ペーパー ズ A Retrospective 1969-2012	インポッシブ ル・アーキテク チャー もうひとつの建 築史	企画展計								
開 催 期 間	4/1(日) ～ 3/31(日)	4/1(日) ～ 3/31(日)	4/7(土) ～ 5/20(日)	7/7(土) ～ 9/2(日)	9/15(土) ～ 11/4(日)	11/14(土) ～ 1/20(日)	2/2(土) ～ 3/24(日)	企画展計	4/22(日) ほか	4/8(日) ほか	4/7(土) ほか	4/1(日) ～ 3/31(日)	4/1(日) ～ 3/31(日)	4/1(日) ～ 3/31(日)	5/29(火) ～ 6/20(水)	
日 (日) 数	309	305	39	52	47	53	45	236	25	15	50	-	302	240	20	
観 覧 者 数 (人) 数	248,473	46,776	9,600	15,745	4,089	6,852	18,785	55,071	1,973	381	3,199	-	2,781	87,998	30,267	
1 日 (人) り 当 平 均	804	153	246	303	87	129	417	233	79	25	64	-	9	366	1,513	
有 料	一般個人	入館料 無 料	23,207	4,241	6,847	1,546	2,912	10,986	26,532	-	-	-	-	-	-	-
	一般団体		1,814	308	1,098	218	117	388	2,129							
	大高個人		1,876	318	472	83	197	2,078	3,148							
	大高団体		29	7	51	1	1	12	72							
	(人) 合 計		26,926	4,874	8,468	1,848	3,227	13,464	31,881							
無 料 (人) 料	-	19,850	4,726	7,277	2,241	3,625	5,321	23,190	-	-	-	-	-	-	-	-

月別入館者数

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
入 館 (人) 者 数	20,278	21,207	31,663	17,688	24,530	18,267	19,029	19,236	13,564	12,864	19,877	30,270	248,473

12 職員名簿

平成31年4月1日現在

館長 建 畠 哲
(非常勤)

副館長 加 藤 哲 之

○ 総務・管理担当

教育主幹 塩野谷 孝 志

○ 総務担当

担当課長 藤 川 奈美子

主任 石 井 陽 子

主 事 福 田 健 一

嘱託(非常勤) 福 田 紘 顯

○ 管理担当

担当課長 小 辻 久美子

主任 黒 木 慎 一

主 事 入 江 一 嘉

主 事 清 水 伸 夫

○ 企画展、教育・広報、常設展・収蔵品担当

学芸主幹 平 野 到

○ 企画展担当

学芸主幹 梅 津 元

学 芸 員 吉 岡 知 子

学 芸 員 大 浦 周

学 芸 員 嶋 原 悠

○ 常設展・収蔵品担当

学 芸 員 五 味 良 子

学 芸 員 菊 地 真 央

学 芸 員 佐 原 しおり

嘱託(非常勤) 小 菅 千 鶴

○ 教育・広報担当

担当課長 矢 嶋 梨 恵

主任専門員兼学芸員 大 越 久 子

主任 谷 田 昇 平

主 事 飯 田 淳 乃

学芸員(臨時的任用) 石 井 富 久

嘱託(非常勤) 喜 多 春 月

13 関係例規

* 原文縦書き

(1) 埼玉県立近代美術館条例

昭和57年10月 9日
埼玉県条例第55号

(設置)

第1条 美術に関する県民の知識及び教養の向上に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、埼玉県立近代美術館(以下「美術館」という。)をさいたま市浦和区常盤9丁目30番1号に設置する。

(観覧料)

第2条 美術館が展示する美術資料を観覧しようとする者は、別表第1に定めるところにより、観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の美術資料を展示した場合においては、別に観覧料の額を定めることができる。

(特別利用料)

第3条 美術館が所蔵している美術資料について、熟覧、模写、模造、撮影又は原板使用の許可を受けた者は、別表第2に定めるところにより、特別利用料を納付しなければならない。

(施設等使用料)

第4条 一般展示室、講堂又は附属設備の利用の許可を受けた者は、別表第3に定めるところにより、施設等使用料を納付しなければならない。

(観覧料等の減免)

第5条 知事は、特別の必要があると認めるときは、観覧料、特別利用料又は施設等使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第6条 既納の観覧料、特別利用料及び施設等使用料は、還付しない。ただし、利用する者の責めに帰することができない理由により、美術館を利用することができないときは、その全部又は一部を還付する。

附 則

この条例は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則(平成元年3月29日条例第56号)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る特別観覧料及び施設等使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月31日条例第15号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月20日条例第34号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第52号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る特別観覧料及び施設等使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成13年7月17日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(企画展示に係る部分を除く。)は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定(講堂に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る施設等使用料について適用し、施行日前の申請に係る施設等使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第3の規定(一般展示室に係る部分に限る。)は、施行日以後の申請に係る利用で当該利用が平成14年8月27日以後のものに係る施設等使用料について適用し、当該利用が同日前のものに係る施設等使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月24日条例第74号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第120号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る熟覧、模写、模造又は撮影について適用し、施行日前の申請に係る熟覧、模写、模造又は撮影については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第3の規定は、施行日以後の申請に係る一般展示室、講堂又は附属設備の利用について適用し、施行日前の申請に係る一般展示室又は講堂の利用については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。(後略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月19日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

区 分	観覧料の金額	
	個 人	団体(20人以上の場合に限る。)
一般	200円	一人につき 120円
学生・生徒	100円	一人につき 60円

備考

- 一 義務教育終了前の者については、無料とする。
- 二 年間観覧料(同一人が一年間美術館の展示する美術資料(特別の美術資料を除く。)を観覧しようとする場合の観覧料をいう。)の金額は、次のとおりとする。

区 分	年間観覧料の金額
一般	1,200円
学生・生徒	600円

別表第2(第3条関係)

区 分	単 位	特別利用料の金額
熟覧	1点1日につき	1,230円
模写・模造	1点1日につき	2,460円
撮影	1点1カットにつき	4,110円
原板使用	1点につき	3,080円

備考

- 一 びょうぶは、一隻を一点とする。
- 二 一そろいをなす巻子は、一巻を一点とする。
- 三 掛軸は、一幅を一点とする。
- 四 その他の美術資料は、各個を一点とする。

注 平成31年3月19日条例第2号により、平成31年10月1日から施行

別表第2中「1,230円」を「1,250円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「4,110円」を「4,180円」に、「3,080円」を「3,130円」に改める。

別表第3(第4条関係)

施設等の名称	利用区分	施設等使用料の金額
一般展示室1	1日	33,480円
一般展示室2	1日	12,960円
一般展示室3	1日	7,560円
一般展示室4	1日	4,320円
講 堂	1時間	2,160円
附 属 設 備		別に知事が定める。

備考

一般展示室又は講堂の利用について特別に電気を使用したときは、所定の施設等使用料のほかに、その実費相当額を徴収する。

注 平成31年3月19日条例第2号により、平成31年10月1日から施行

別表第3中「33,480円」を「34,100円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

(2) 埼玉県立近代美術館管理規則

昭和57年10月19日
埼玉県教育委員会
規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき、埼玉県立近代美術館(以下「美術館」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日等)

第2条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、県民の日を

定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日、5月1日又は同月2日である場合を除く。）

二 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

2 前項の規定にかかわらず、館長は、特別の事情があるときは、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（開館時間）

第3条 美術館の開館時間は、午前10時から午後5時30分までとする。ただし、美術館の展示施設への入場は、午後5時までとする。

2 館長は、特別の事情があるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

（一般展示室の利用）

第4条 美術館の一般展示室の利用は、1日を単位とし、引き続き3週間を超えることができない。ただし、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の主催による事業に利用するとき又は館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 美術館の一般展示室の利用に係る美術作品の搬入及び搬出については、第2条第1項の規定にかかわらず、月曜日に行うことができる。

（観覧券の交付）

第5条 館長は、埼玉県立近代美術館条例（昭和57年埼玉県条例第55号。以下「条例」という。）第2条の規定により観覧料を納付した者（年間観覧料を納付した者（以下「年間観覧者」という。）を除く。）に対し、観覧券を交付するものとする

2 館長は、年間観覧者に対し、年間観覧券を交付するものとする。

3 年間観覧券の有効期間は、交付の日から起算して1年とする。

4 年間観覧者は、美術館の展示施設に入場する際に有効な年間観覧券を提示しなければならない。

（特別利用手続）

第6条 美術館が所蔵している美術資料について、熟覧、模写、模造、撮影又は原板使用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ、様式第1号の美術資料特別利用許可申請書を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、様式第2号の美術資料特別利用許可書を交付して行うものとする。

3 第1項の許可は、当該許可に係る特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

一 美術館が所蔵している美術資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他美術館が所蔵している美術資料の特別利用をすることが適当でないとき。

4 館長は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る特別利用について条件を付することができる。

（施設等の利用手続等）

第7条 美術館の一般展示室、講堂及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、様式第3号の施設等利用（変更）許可申請書を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、様式第4号の施設等利用（変更）許可書を交付して行うものとする。

3 第1項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

一 美術館の管理上支障があると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他美術館の設置の目的に反すると認められるとき。

4 館長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

（附属設備の利用に係る施設等使用料）

第8条 附属設備の利用に係る施設等使用料は、別表のとおりとする。

（利用権の譲渡等の禁止）

第9条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」と総称する。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別利用等の条件の変更、停止及び許可の取消し）

第10条 館長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は美術館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る特別利用若しくは利用（以下この条において「特別利用等」という。）の条件を変更し、若しくは特別利用等を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第6条第4項若しくは第7条第4項の規定による条件又は第17条の規定による遵守事項若しくは

指示に違反したとき。

二 前条の規定に違反したとき。

三 特別利用料又は施設等使用料を納期限までに納めなかつたとき。

四 不正な手段によつて特別利用等の許可を受けたとき。

2 美術館は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつてもその補償の責めを負わない。

(特別の設備等の承認)

第11条 第7条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、館長の承認を受けなければならない。

(物品の販売の承認)

第12条 第7条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る施設等を利用する場合において、物品を販売しようとするときは、あらかじめ、館長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る利用を終わつたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。第10条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(観覧料等の減免)

第14条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者については、観覧料を減額し、又は免除することができる。

一 教育課程に基づく学習活動として観覧する学生及び生徒

二 教育課程に基づく学習活動として観覧する学生、生徒又は児童の引率者

三 条例第2条第1項及び第2項に規定する観覧料を併せて納付する者

四 第5条第4項に規定する有効な年間観覧券を提示した者(特別の美術資料を観覧しようとする場合に限る。)

五 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第8号)第4条第4項、埼玉県立史跡の博物館管理規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第9号)第4条第4項及び埼玉県立自然と川の博物館管理規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第10号)第4条第4項に規定する有効な

年間観覧券を提示した者

六 その他館長が減額し、又は免除することが適当であると認める者

2 館長は、特別の必要があると認めるときは、特別利用料を減額し、又は免除することができる。

3 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合については、施設等使用料を減額し、又は免除することができる。

一 教育委員会又は埼玉県の主催による事業に利用するとき。

二 その他館長が減額し、又は免除することが適当であると認めるとき。

4 前3項の規定により観覧料、特別利用料又は施設等使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、様式第5号の観覧料等減額(免除)申請書を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。ただし、第1項第3号から第5号までに掲げる者その他館長が観覧料等減額(免除)申請書の提出を要しないと認めた者については、観覧料等減額(免除)申請書の提出に代えて、口頭で申請することができる。

5 前項の許可は、同項ただし書きの場合を除き、様式第6号の観覧料等減額(免除)承認書を交付して行うものとする。

(美術資料の館外貸出し)

第15条 館長は、美術館の所蔵する美術資料を他の美術館その他館長が適当と認めたものに館外貸出しをすることができる。

2 前項の規定により美術資料の館外貸出しを受けようとするものは、様式第7号の美術資料館外貸出許可申請書を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、様式第8号の美術資料館外貸出許可書を交付して行うものとする。

4 美術資料の館外貸出期間は、60日以内とする。

ただし、館長は、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

5 館長は、第2項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る館外貸出しについて条件を付することができる。

(損害賠償)

第16条 美術館の入館者及び美術資料の館外貸出しを受けたものは、自己の責めに帰すべき理由により、美術館の施設若しくは設備を損傷し、又は備品若しくは美術資料を亡失し、若しくは損傷したときは、

これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(遵守事項及び館長の指示)

第17条 館長は、美術館の入館者の遵守事項を定め、及び美術館の管理上必要があるときは、入館者に対し、その都度指示をすることができる。

(入館の禁止等)

第18条 館長は、美術館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対して退館を命ずることができる。

(美術資料の寄贈及び寄託)

第19条 美術館は、美術資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 美術館に美術資料を寄贈しようとする者は、様式第9号の美術資料寄贈申請書により、美術資料を寄託しようとする者は、様式第10号の美術資料寄託申請書により、それぞれ館長に申請するものとする。

3 美術館に美術資料を寄贈した者に対しては、様式第11号の美術資料受領証を、美術資料を寄託した者に対しては、様式第12号の美術資料受託証をそれぞれ交付するものとする。

4 寄託を受けた美術資料(以下この条において「寄託美術資料」という。)は、美術館が所有する美術資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その特別利用及び館外貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

5 美術館は、災害その他不可抗力による寄託美術資料の損害に対して、その責めを負わない。

(事務)

第20条 美術館においては、次の事務を所掌する。

一 美術資料の収集、保管、展示、利用等に関すること。

二 模写、模型等の美術資料の作成に関すること。

三 美術資料の利用に関する助言、指導等に関すること。

四 美術資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。

五 美術資料の保管及び展示等に関する技術的な研究に関すること。

六 美術資料に関する解説書、目録、図録、研究報告書等の刊行に関すること。

七 美術資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。

八 美術資料を活用した学習支援に関すること。

九 他の美術館、博物館、図書館、学校その他の関係機関、団体等との協力に関すること。

十 美術資料の寄贈及び寄託に関すること。

十一 入館者の受付及び施設(設備及び物品を含む。)の利用に関すること。

十二 観覧料、特別利用料及び施設等使用料に関すること。

十三 館内の秩序維持に関すること。

十四 美術館協議会に関すること。

十五 北浦和公園の管理に関すること。

十六 庶務に関すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に関連した事務の処理に関すること。

(職及び職務)

第21条 美術館に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、担当部長及び担当課長の職は、必要に応じて置くものとする。

職	職務
館長	上司の命を受け、美術館の所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
副館長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、館長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
教育主幹	上司の命を受け、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第4条第4項に規定する事務以外の事務で、特に困難なものに従事し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
担当部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
担当課長	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、美術館に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、主席学芸主幹、学芸主幹及び主任学芸員の職は、必要に応じて置くものとする。

職	職務
主席学芸主幹	上司の命を受け、法第4条第4項に規定する事務で極めて高度の知識、経験等を必要とする特に困難なものに従事し、そ

	の事務を処理するため、職員を指揮監督する。
学芸主幹	上司の命を受け、法第4条第4項に規定する事務で高度の知識、経験等を必要とする特に困難なものに従事し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
主任学芸員	上司の命を受け、法第4条第4項に規定する事務で相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものに従事する。
学芸員	上司の命を受け、法第4条第4項に規定する事務に従事する。

3 前2項に定めるもののほか、必要に応じて、美術館に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主任	上司の命を受け、事務又は技術で相当困難なものに従事する。
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。

4 前3項に定めるもののほか、必要に応じて、美術館に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主任専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とするものに従事する。

(顧問)

第22条 前条に定めるもののほか、美術館に顧問を置くことができる。

2 顧問は、美術館の重要な業務に関し諮問に応ずる。
(職の任命)

第23条 第22条に定める職は、事務職員又は技術職員のうちから教育委員会が命ずる。ただし、主席学芸主幹、学芸主幹、主任学芸員及び学芸員にあつては、法第5条に規定する資格を有する者の中から命ずる。
(事業計画及び事業報告)

第24条 館長は、あらかじめ、教育長の承認を得て、美術館の事業計画を定めるものとする。

2 館長は、美術館の事業について、毎月10日までに前月における概要を、年度終了後1月以内に前年度における概要を、それぞれ教育長に報告しなければならない。

(補則)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、あらかじめ、教育長の承認を得て、館長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則(平成元年3月29日教育委員会規則第4号)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に許可の申請があった施設等の利用に伴う附属設備の利用に係る施設等使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成2年3月23日教育委員会規則第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日教育委員会規則第20号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日教育委員会規則第5号)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に許可の申請があった施設等の利用に伴う附属設備の利用に係る施設等使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月30日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日教育委員会規則第18号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項中第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同条第4項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日教育委員会規則第22号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県立近代美術館管理規則の規定により、美術館に設置されている次の表の上欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同表の上欄に対応する下欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

主査	担当課長
----	------

附 則(平成18年3月14日教育委員会規則第11号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る附属設備の利用について適用し、施行日以前の申請に係る附属設備の利用については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月30日教育委員会規則第26号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正前の埼玉県立近代美術館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年3月30日教育委員会規則第30号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月28日教育委員会規則第10号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定（利用料金に係る規則の規定を除く。）は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以降に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月23日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

附属設備の名称	単位	利用区分	施設等使用料の金額
スポットライト	1台	1日	50円
展示パネル	同	同	50円
展示ケース（立型）	同	同	480円
同（平型）	同	同	260円
展示台	同	同	50円
彫刻台	同	同	50円
ビデオプロジェクター	1式	1回	1,200円

注 この表による施設等使用料（ビデオプロジェクターに係るものに限る。）は、開館時間内における連続した利用をそれぞれ1回として計算する。

(3) 埼玉県立近代美術館協議会条例

昭和57年10月9日

埼玉県条例第56号

（設置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、埼玉県立近代美術館に、埼玉県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（任命）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のあ

る者のうちから、埼玉県教育委員会が任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第32号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(4) 埼玉県立近代美術館協議会規則

昭和57年10月19日

埼玉県教育委員会

規則第14号

（趣旨）

第1条 この規則は、埼玉県立近代美術館協議会条例（昭和57年埼玉県条例第56号）第5条の規定に基づき、埼玉県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ協議会の委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は、1年とする。

3 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第3条 会議は、埼玉県立近代美術館長（以下「館長」という。）が招集する。

2 館長は、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議）

第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年2回、臨時会は、必要がある場合に開催する。

（議事）

第5条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3

分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席及び欠席した委員の氏名
- 三 議決事項
- 四 表決における賛否の数
- 五 議事の経過
- 六 その他必要な事項

2 会議録には、会長及び出席した委員のうちから会長が指名した2人の委員が署名するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月26日教育委員会規則第1号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日教育委員会規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(5) 埼玉県美術作品取得基金条例

昭和54年3月15日

埼玉県条例第4号

(設置)

第1条 美術作品の取得を円滑に行うため、埼玉県美術作品取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、3億円とする。

2 必要があるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、その積み立てた額に相当する額増加するものとする。

(運用)

第3条 知事は、基金で美術作品を取得することができる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(6) 埼玉県立近代美術館美術資料選考評価委員会設置要綱

(昭和54年7月15日 知事決裁)

(趣旨)

第1条 埼玉県立近代美術館において収集する美術作品、その他美術に関する資料の選考及び評価を適正かつ円滑に行うことを目的として、埼玉県立近代美術館美術資料選考評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、委員5人をもって構成する。

2 委員は、美術に関し知識を有する者の中から、埼玉県教育委員会教育長の承認を得て、埼玉県立近代美術館館長(以下「館長」という。)が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 委員会は、必要のつど館長が招集する。

2 館長は、必要がある場合は、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(業務)

第4条 委員会は、館長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

(1) 埼玉県立近代美術館において収集する美術作品、その他美術に関する資料の選考及び評価に関すること。

(2) 寄託または寄贈資料の受け入れに関すること。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、埼玉県立近代美術館において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年3月1日から施行する。

(7) 埼玉県立近代美術館利用審査会設置要綱

(昭和57年11月8日 教育長決裁)

(目的)

第1条 埼玉県立近代美術館(以下「美術館」という。)の一般展示室が、美術館の目的や運営方針にふさわしい

利用に供されるよう、利用申込みについて審査するため、埼玉県立近代美術館利用審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 審査会は、9人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、埼玉県立近代美術館長が委嘱する。

- (1) 美術に関する学識を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中において委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第4条 審査会は、第1条の目的を達するため、必要に応じて会議を開き、美術館の一般展示室の利用希望について、その利用の適否を審査するものとする。

2 審査会は、緊急のときは、会議によらない方法で、前項の審査ができるものとする。

（座長等）

第5条 審査会に座長1人、座長代理1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、審査会を代表し、会議の進行をつかさどる。
- 3 座長代理は、座長に事故があるときは、座長の職務を代理する。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、美術館が処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月28日から施行する。

(8) 埼玉県都市公園条例（抄）

昭和36年9月29日
埼玉県条例第38号

（行為の許可）

第9条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
- 二 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

三 業として写真又は映画等を撮影すること。

四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。

五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

六 はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

2 前項の許可は、当該許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- 一 都市公園の管理上支障があると認められるとき。
- 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- 三 その他都市公園の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る行為について条件を付することができる。

（使用料の減免）

第18条 知事は、特別の必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- 一 都市公園の管理上特に必要があるため、知事が行為又は利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責に帰することができない理由により、都市公園を利用することができないとき。
- 三 利用権利者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに行為又は利用の許可の取り消しの申出を行い、当該行為又は利用の許可の取消しを受けたとき。

(9) 北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に関する規則

平成15年3月28日
埼玉県教育委員会規則第21号

（趣旨）

第1条 この規則は、北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に係る都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び埼玉県都市公園条例（昭和36年埼玉県条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可手続）

第2条 法第5条第1項前段に規定する公園施設の設置若しくは管理の許可又は法第6条第2項に規定する都市公園の占用の許可を受けようとする者は、様式第1号の公園施設設置等許可申請書を埼玉県立近代美術館長又は埼

玉県立さきたま史跡の博物館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

- 2 法第5条第1項後段又は法第6条第3項に規定する変更の許可を受けようとする者は、様式第2号の公園施設設置等変更許可申請書を館長に提出しなければならない。

（返還の手続）

第2条の2 法第27条第4項の規定により保管した工作物等（同条第6項の規定により売却した代金を含む。）を返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、様式第2号の2の工作物等受領書と引換えに返還するものとする。

（行為の許可手続）

第3条 条例第9条第1項に規定する都市公園において行う行為の許可を受けようとする者は、様式第3号の公園内行為許可申請書を館長に提出しなければならない。

（公園施設の利用の許可手続等）

第3条の2 条例第10条第1項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）の利用の許可を受けようとする者は、館長の定める方法で申請を行うものとする。

- 2 前項の申請の受付を開始する日は、館長が定めるものとする。

（使用料の納期限）

第3条の3 条例第17条に規定する使用料は、館長の定める期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、都市公園の使用の期限が三月を超える場合においては、館長の承認を得て、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ館長の定める期日までに納付することができる。

- 一 第一期 四月から六月まで
- 二 第二期 七月から九月まで
- 三 第三期 十月から十二月まで
- 四 第四期 一月から三月まで

（使用料の減免手続）

第4条 条例第18条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第4号の使用料減額（免除）申請書を館長に提出しなければならない。

（使用料の還付手続）

第5条 条例第19条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、様式第5号の使用料還付申請書を館長に提出するものとする。

（許可証の交付）

第6条 館長は、法第5条第1項前段に規定する公園施設

の設置若しくは管理の許可又は法第6条第1項に規定する都市公園の占用の許可をしたときは様式第6号の公園施設設置等許可証を、法第5条第1項後段又は法第6条第3項の規定により変更の許可をしたときは様式第7号の公園施設設置等変更許可証を当該申請者に交付するものとする。

- 2 館長は、条例第9条第1項各号に規定する都市公園内において行う行為の許可をしたときは、様式第8号の公園内行為許可証を当該申請者に交付するものとする。

- 3 館長は、条例第10条第1項の規定により公園施設の利用の許可をしたときは、館長の定める様式の許可証を当該申請者に交付するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 略

附 則（平成17年3月29日教育委員会規則第22号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第6条の改正規定（「第3条第1項各号」を「第7条第1項各号」に改める部分を除く。）、様式第1号及び様式第2号の改正規定並びに様式第6号及び様式第7号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の北浦和公園の管理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

附 則（平成18年3月22日教育委員会規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に法若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でその効力を有するもの又はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日に埼玉県教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務についての施行日以降における法令等の適用については、埼玉県教育委員会のした処分その他の行為又は埼玉県教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の北浦和公園の管理に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりされた使用の許可の申請は、この規則による改正後の北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に関する規則の規定によりされた使用の許可の申請とみなす。

- 4 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

14 利用案内

○開館時間

午前 10 時から午後 5 時 30 分まで
 (展示室への入場は 30 分前まで)

○休館日

- (1) 月曜日(祝日または県民の日の場合は開館します)
 - (2) 年末年始
- ※保守点検などにより臨時に休館することがある。

○観覧料

(1) MOMAS コレクション(常設展)は下表のとおり。

区 分	観覧料の金額	
	個 人	団体 (20人以上)
一 般	200円	一人につき120円
学生・生徒	100円	一人につき60円

(2) 企画展はその都度定める。

※MOMAS コレクション、企画展とも中学生以下の方と障害者手帳を御提示の方(障害者 1 人につき介護者 1 人を含む)については無料。

○観覧料の減免及びその手続き

(1) 観覧料が全額免除となる場合

- (ア) 学生・生徒及びこれらの引率者(児童の引率者を含む。)が教育課程に基づく学習活動として観覧するとき
- (イ) 埼玉県又は埼玉県教育委員会が主催して行う施設見学の日程の一環として美術館を視察し、観覧するとき
- (ウ) 美術館に美術資料を寄贈若しくは寄託している方又は寄贈若しくは寄託しようとする方が観覧するとき

(2) 観覧料が半額免除となる場合

- (ア) 埼玉県内の市町村及び市町村教育委員会が主催して行う施設見学の日程の一環として観覧するとき
- (イ) 埼玉県立近代美術館フレンド会員

(3) 手続き

(1) の(ア)、(イ)及び(2)の(ア)については、事前に観覧料等減額(免除)申請書(管理規則様式第 5 号)を提出して、許可を受ける。

○一般展示室・講堂の利用

(1) 各施設の規模、使用料

県内の美術団体や美術家などの作品発表の場として一般展示室が、県民の方の美術に関する講演会、講習会、研究会などを開催する場として講堂が、それぞれ次の料金で利用できる。

施設名	面積 (㎡)	展示壁長 (m)	天井高 (m)	使用料
一般展示室 1	612.88	205.06	4.31	1 週につき 234,360円
一般展示室 2	231.52	103.62	4.01	1 週につき 90,720円
一般展示室 3	138.91	61.94	4.01	1 週につき 52,920円
一般展示室 4	161.36	51.41	3.00	1 週につき 30,240円
講堂	234.99	—	3.00	1 時間につき 2,160円

※平成 31 年 3 月 19 日条例第二号により、令和元年 10 月 1 日から使用料改定の予定。

※附属設備などの利用については、別に使用料が必要。

(2) 利用の単位

(ア) 一般展示室……原則として 1 週間

(月曜日午後 1 時～翌週月曜日正午)

※引き続き利用できる期間は、最長で 3 週間

(イ) 講 堂…… 1 時間

(3) 利用申込期間

○一般展示室

申込受付日	利用希望期間
1月10日～1月20日	3月20日ごろ～11月末ごろ ※12月初ごろ～翌年5月末ごろ
4月1日～4月10日	6月10日ごろ～翌年5月末ごろ
7月1日～7月10日	9月10日ごろ～翌年5月末ごろ ※翌年6月初ごろ～翌年11月末ごろ
10月1日～10月10日	12月10日ごろ～翌年11月末ごろ

(注意)

ただし、利用開始の2か月前までの分を受付。

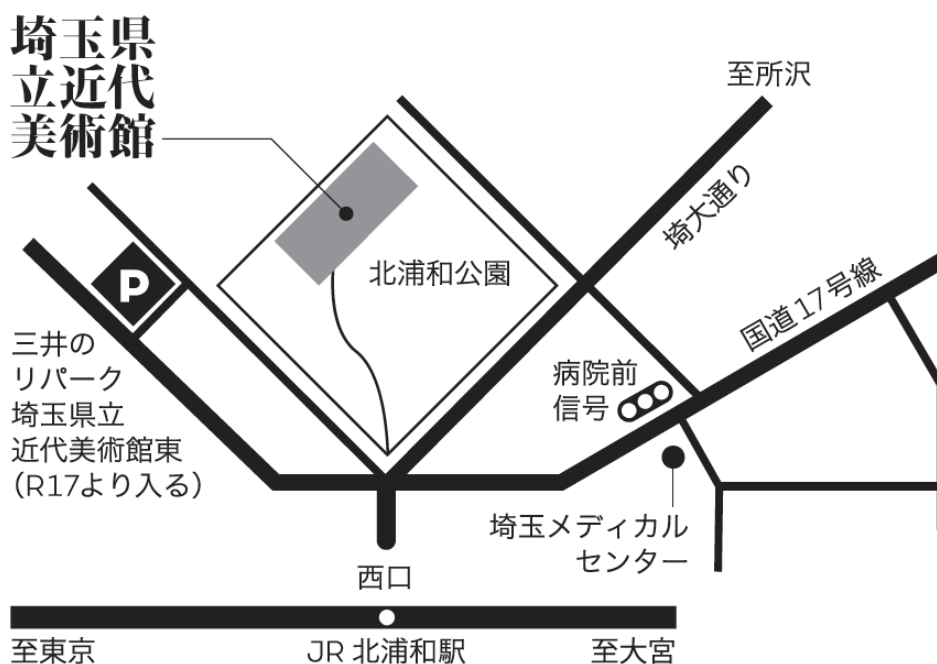
※は新規受付、無印は補充受付。

○講 堂

利用申込みの受付期間は、利用希望日の6か月前から2週間前まで。

《交通案内》

- ▶JRを利用の場合・・
JR京浜東北線北浦和駅西口より徒歩3分（北浦和公園内）
JR東京駅、新宿駅から北浦和駅まで、それぞれ約35分
- ▶バスを利用される場合・・
国際興業バス・西武バスともに北浦和駅西口前下車徒歩3分
- ▶当館には専用駐車場はありません。提携駐車場「三井のリパーク 埼玉県立近代美術館東」では、駐車料金の割引があります（企画展観覧で300円引き、MOMASコレクション（常設展）観覧で100円引き）。
団体バスは事前にご相談ください。
- ▶お体の不自由な方のご来館には、業務用駐車場を提供いたします。ただし台数に限りがありますので、予めご了承ください。



埼玉県立近代美術館

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目30-1
電話 048-824-0111（代表）
048-824-0110（学芸部）
FAX 048-824-0119（代表）
048-824-0118（学芸部）